

**感染管理認定看護師養成課程
設置準備・運営事業者公募要項**

**令和4年6月
福島県医療人材対策室**

目 次

1	公募の趣旨	P 1
2	養成課程の概要	P 1
3	設置準備・運営に関する連携・支援体制等	P 2
4	設置準備・運営に関する業務内容	P 2
5	応募資格	P 3
6	応募方法	P 4
7	事業提案について	P 6
8	事業者の選定について	P 6
9	その他の留意事項	P 7
10	問合せ先・応募書類の提出先	P 8

1 公募の趣旨

新興感染症を含む様々な感染症に迅速かつ的確に対応するため、専門的な知識・技術を有する「感染管理認定看護師(※1)」の養成・確保が求められています。

一方、感染管理認定看護師の資格を取得できる日本看護協会(以下「日看協」という。)認定の教育機関(以下、「養成課程」という。※2)が県内に無いなど、資格を取得しにくい状況です。

こうした状況を踏まえ、県では、県内において、感染管理認定看護師の資格を取得できるよう、令和5年度の前半までに養成課程を開講し、感染管理認定看護師の安定的かつ継続的な育成を図ることといたしました。

本公募は、養成課程の設置準備・運営に関する事業提案を募集し、養成課程の設置準備・運営を担う事業者(以下、「設置準備・運営事業者」という。)を選定するものです。

【(※1) 感染管理認定看護師】

感染管理の看護分野において、熟練した看護技術と知識を有する者として、日看協の認定を受けた看護師。看護師免許取得後、実務経験を5年以上(うち、3年以上は感染管理の看護分野の実務経験)を積んだ上で、養成課程を修了し、認定審査に合格。認定証の交付を受け、認定看護師名簿に登録された者。

【(※2) 日看協の認定看護師教育機関】

認定看護師教育機関の全体像、カリキュラム、認定申請及び審査要件の詳細等については、日看協のホームページに関係資料等が掲載されておりますので、確認・精読の上、応募ください。

○日看協のホームページ

https://nintei.nurse.or.jp/nursing/qualification/educ_inst_approval_cn

○特に確認等が必要な内容

- ・認定看護師教育機関審査要項(2022年版)
- ・認定看護師教育基準カリキュラム(B課程認定看護師教育機関)

2 養成課程の概要

- 運 営 方 式 民設民営
- 認 定 看 護 分 野 感染管理(特定行為研修を組み込んだ教育課程[B課程])
- 定 員 (想 定) 15名程度
- 開 講 時 期 (想 定) 令和5年度の前半

3 設置準備・運営に関する連携・支援体制等

- 県は、医療関係団体等と感染管理認定看護師の計画的な養成、養成課程の開講等に関する課題や諸条件を整理し、解決に向けた協議等を行う「養成課程設置準備・運営委員会(以下「準備・運営委員会」という。)」を設置し、設置準備・運営事業者との連携体制を構築します。
- 県は、福島県立医科大学(以下「県立医大」という。)に養成課程の開講に必要な事項(外部講師の確保、臨地実習における実習施設の確保及び実習指導体制の構築、その他、養成課程の開講・運営に必要な事項に関する支援を内容とする業務委託を行っています。

4 設置準備・運営に関する業務内容

(1) 業務内容

県と設置準備・運営事業者は、養成課程の設置準備に関する委託事業(感染症専門人材養成課程整備事業)について業務委託契約を締結します。

※令和5年度上半期も養成課程の設置準備が継続する間は、改めて、業務委託契約を締結する予定です。ただし、令和5年度の委託事業の実施には、県の予算化(県議会の議決)を必要とします。

①令和4年度(契約締結後～)

【業務内容】

※いずれの業務も、県(必要に応じて、「準備・運営委員会」等)との協議を踏まえること。

- カリキュラム作成、教員の確保、外部講師の確保、実習施設の確保及び実習指導体制の構築等を行う。
- 日看協へ感染管理認定看護師の教育機関認定申請を行う。
- 養成課程において、臨地実習での実習指導を担う協力施設等を対象とした研修会及び医療機関等を対象とした受講生募集に向けた周知等に関する研修会を開催する。

【委託料の上限額】 26,912千円

教員等の人件費、日看協、県内関係団体との調整等に関する旅費、研修会の開催経費(講師謝礼・旅費、会場使用料等)、専門家からの助言等に対する謝礼、関係教材、備品、物品の購入経費、事務経費、その他養成課程の設置準備・運営に必要なと認められる経費。

②令和5年度上半期

【業務内容】

※いずれの業務も、県（必要に応じて、「準備・運営委員会」等）との協議を踏まえること。

- 養成課程の受講生募集、入学者選抜試験等を実施する。
- 養成課程の開講に向けた各種最終調整等を行い、令和5年度の前半までに養成課程を開講する。

(2) 開講後（令和5年度下半期～）の運営

開講後は、受講者からの受講料等を主な収入源として、事業者自らの経営計画により養成課程を運営することを想定してください。

なお、今後、県において、運営経費の一部補助を検討します(現時点で、補助事業の実施を確約するものではありません)。

5 応募資格

本公募に応募できる者は、以下の要件を全て満たす者としてします。

- (1) 福島県内において、病院、保健師助産師看護師法第19条、第20条及び第21条に規定する都道府県知事の指定した養成所、文部科学大臣の指定した学校又は大学を運営している法人等であること。
- (2) 令和5年度の前半までに「上記2」の養成課程を開講し、自らが運営できること。
- (3) 養成課程の運営に熱意と意欲を有し、継続的かつ安定的に運営できる能力及び資金計画を有していること。
- (4) 養成課程の設置場所は、応募事業者が自己所有する既存の建物内とし、新築、増改築等を伴わないものであること。土地も応募事業者の自己所有が原則であるが、賃借の場合は、養成課程の安定した運営に必要かつ十分な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記していること。
- (5) 設置準備及びその後の運営について、県（必要に応じて「準備・運営委員会」等）との協議を踏まえ、連携して事業を遂行できること。
- (6) 定款、規約等を持ち、株主総会や理事会等で団体の意思決定ができ、財産管理の方法が明確であること。
- (7) 法人等又はその役員（以下「役員等」という。）が次に掲げる事項に該当しないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。）
 - ② 役員等に暴力団員等（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）が就任していること。
 - ③ 暴力団員等が法人等の事業活動を支配していること。
 - ④ 暴力団の威力を法人等の活動に利用していること。
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員等が法人等の経営又は運営に実質的に関与していること。

- ⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している団体等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していること。
 - ⑦ 法人等が暴力団員等を雇用していること。
 - ⑧ 役員等が暴力団員等と密接な交際をするなど、社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - ⑨ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用していること。
 - ⑩ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は材料の購入契約その他の契約を締結していること。
- (8) 法人等の代表者又は役員等が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと。
- (9) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）等による手続中である法人等でないこと。
- (10) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (11) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。

6 応募方法

(1) スケジュール（予定）

令和 4 年 6 月 1 日（水）	公募開始
6 月 7 日（火）	質問書の提出期限
6 月 10 日（金）	質問書の回答
6 月 13 日（月）	参加表明書の提出期限
6 月 30 日（木）	事業提案書の提出期限
7 月上旬	事業提案に関するプレゼンテーション・審査実施
7 月中旬	事業者の決定

(2) 参加表明について

以下のとおり、参加表明書（様式 1 号）を提出してください。

※参加表明書を受付期間内に提出しない場合は、本公募に応募することはできません。

- ①受付期間 令和 4 年 6 月 1 日（水）から令和 4 年 6 月 13 日（月）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分
※土曜日、日曜日及び祝日を除く
- ②提出方法 福島県保健福祉部医療人材対策室へメール又は FAX で提出
※メール又は FAX の送信後は、必ず電話にて受信確認をしてください。
※連絡先は「10 問合せ先・応募書類の提出先」でご確認ください。

(3) 質問について

以下のとおり、質問書（様式2号）を提出してください。

- ①受付期間 令和4年6月1日（水）から令和4年6月7日（火）
午前8時30分から午後5時15分
※土曜日、日曜日及び祝日を除く
- ②提出方法 福島県保健福祉部医療人材対策室へメール又はFAXで提出
※メール又はFAXの送信後は、必ず電話にて受信確認をしてください。
※連絡先は「10 問合せ先・応募書類の提出先」でご確認ください。
- ③回答方法 令和4年6月10日（金）までに、福島県保健福祉部医療人材対策室のホームページ(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045d/>)に回答を掲載します。

(4) 提出書類について

以下のとおり、応募書類を提出してください。なお、提出部数は正本1部、副本10部とします。

- ①提出書類 提出書類一覧(別紙1)のとおり
- ②受付期間 令和4年6月14日（火）から令和4年6月30日（木）
午前8時30分から午後5時15分
※土曜日、日曜日及び祝日を除く
- ③提出方法 福島県保健福祉部医療人材対策室へ持参又は郵送で提出
※郵送により提出する場合は、書留郵便とし、令和4年6月30日（木）午後5時を必着とします。
※郵送先は「10 問合せ先・応募書類の提出先」でご確認ください。
- ④注意事項
 - 受付期間後の提出書類の訂正・変更・追加等は原則として認めません。
 - 必要に応じて、別途、追加資料の提出を求める場合があります。

(5) 提案の無効

- ①「5 応募資格」を満たさない者のした提案は、無効となります。
- ②この要項に定める手続以外の手法により、参加者が審査員又は関係者に本公募に関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者の提案は無効となります。
- ③提出された書類が、次に掲げる事項の一つに該当する場合、提出した事業提案書は無効となる場合があります。
 - 提出期限、場所及び提出方法に適合しないもの
 - 作成様式及び本要項に示された内容に適合しないもの
 - 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
 - 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - 虚偽の内容が記載されているもの

7 事業提案について

養成課程の開講趣旨、日看協の養成課程認定要件、業務内容、全体スケジュールを踏まえ、どのように事業を展開し、養成課程を設置・運営するかについて、別紙2「審査基準」を参照の上、事業提案書（様式4号）に記載してください。

※事業提案書には、提案いただきたい事項を項目ごとに整理しております。また、各項目には、提案時の留意事項を示しておりますので、参照の上、作成してください。

8 事業者の選定について

(1) 審査

提出された事業提案書等は、県が設置する「準備・運営委員会」において審査します。

審査では、応募事業者からの事業提案書等に基づいてヒアリングを実施し、別紙2「審査基準」により採点方式で審査・評価します。その結果を踏まえ、県において、最も点数の高かった応募事業者を設置準備・運営事業者として選定します。

事業者の決定後、事業者の辞退や決定が取り消されたときは、次点となった者を繰り上げて設置準備・運営事業者として選定する場合があります。

(2) ヒアリングの実施

①日 程

令和4年7月上旬

※事業提案書の提出があった応募事業者に対し、別途通知します。

②内 容

○応募事業者から提出された事業提案書等を用いてのプレゼンテーション

※書類等の追加提出やプロジェクターの使用はできません。

○審査員からの質疑

③留意事項

○ヒアリングの出席者は、本件を担当する統括責任者を含め5名以内とします。

○応募事業者が1者であってもヒアリング及び審査を実施します。

(3) 選考結果

事業提案書等を提出した全ての応募事業者に書面で通知するとともに、福島県保健福祉部医療人材対策室のホームページで結果を公表します。

(4) 事業者選定後のスケジュール (想定)

令和4年7月中旬	設置準備・運営事業者の決定	
7月中旬 ～下旬	○令和4年度委託業務についての契約締結 ○設置準備・運営に関する基本協定を締結【※1】	
8月～	○養成課程の開講に向けた各種事項を具体化。 ・カリキュラム作成 ・教員、外部講師の確保 ・実習施設の確保及び実習指導体制の構築等	○設置準備・運営事業者も交え、「準備・運営委員会」での協議開始(9月以降は、必要に応じて開催)
9月中旬		○養成課程運営計画の策定【※2】
12月下旬		○臨地実習において実習指導を担う協力施設等を対象とした研修会及び医療機関等を対象とした受講生募集に向けた周知等に関する研修会
令和5年1月～2月	日看協への認定申請に向けた最終調整・準備	
3月	日看協へ認定申請	
令和5年度の前半	○受講生の募集開始 ※認定申請中である旨を明示の上、実施 ○入学選抜試験実施→合格発表 ○日看協から認定証の交付 ○養成課程の開講	

【※1】基本協定の締結

県と設置準備・運営事業者が、令和5年度の前半までの養成課程開講、開講後の持続可能な運営等を行うために、協定に掲げる事項について相互に連携・協働することを約するものです。

【※2】養成課程運営計画(仮称)の策定

県と設置準備・運営事業者が、「準備・運営委員会」との協議の上、養成課程の設置・運営に関する具体的な内容を整理し、養成課程による感染管理認定看護師の養成をどのように進めて行くかの計画を策定するものです。

9 その他の留意事項

- (1) 本公募に要する一切の費用は、応募事業者の負担とします。
- (2) 提出された事業提案書等は、提案者に無断で使用しないものとしますが、審査作業に必要な範囲において複製する場合があります。
- (3) 提出された参加表明書・事業提案書等は返却しません。
- (4) 本事業の実施にあたり、参加表明書・事業提案書等に記載された統括責任者及び担当者は、特別の理由があると認められた場合を除き変更することはできません。
- (5) 設置準備・運営事業者に選定された場合であっても、事業提案内容の実現を確約するものではありません。事業提案内容を基礎として、県(必要に応じて「準備・運営委員会」等)との協議を踏まえ、十分な連携のもと、事業を実施する必要があります。

- (6) 養成課程の開講後に養成課程の廃止又は休止を含む、重要な運営計画の変更を行う場合は、事前に県との協議を行い、その承認を必要とし、事業者の意思のみでこれを行うことはできません。
- (7) 設置準備・運営事業者の選定後において、事業者の財政状況の悪化等により事業の履行が困難であると認められるとき又は事業者が社会的信用を失墜する等、養成課程の設置準備・運営主体として相応しくないと認められるときは、選定を取り消すことがあります。
- なお、選定の取り消しにより、県に損害が生じた場合、事業者は賠償責任を負うこととします。
- また、事業者が養成課程の設置準備・運営に要した経費について、県は一切補償しないとともに、業務委託料の支払を受けている場合、事業者は、その全額を県に返還するものとします。
- (8) 災害など不測の事態が生じた場合は、県と協議の上、対応を決定することとします。

10 問合せ先・応募書類の提出先

福島県保健福祉部医療人材対策室（担当：佐藤 良作）

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎5階）

電話番号 024-521-7222

F A X 024-521-7926

メー ル satou_ryousaku_01@pref.fukushima.lg.jp